

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## ～令和3年度の保険料のお支払いと保険証（被保険者証）の一斉更新について～

### ■ 7月に保険料額をお知らせします ■

令和3年度の保険料につきましては、7月に個別にお知らせします。

《保険料の計算方法》

<b>均等割</b> 【1人当たり保険料】 <b>52,048円</b>	+	<b>所得割</b> 【本人の所得に応じた額】 (令和2年中の所得－最大43万円) × <b>10.98%</b>	=	<b>1年間の保険料</b> 【限度額64万円】 (100円未満切捨)
--	---	---	---	---

- 1年間の保険料の上限額は、令和3年度は64万円になります。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。  
※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。  
※前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

### ◆ 保険料の軽減

#### ① 均等割の軽減（年額）

- 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- 昭和31年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	均等割の軽減割合
	令和3年度
43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	7割
43万円 + (28万5千円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	5割
43万円 + (52万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	2割

※令和2年度に7.75割軽減該当だった方は、令和3年度より7割軽減に見直されました。

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。

- ・ 給与等の収入金額が55万円を超える方
- ・ 公的年金の収入金額が60万円（65歳未満）、125万円（65歳以上）を超える方

#### ② 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- この制度に加入したとき被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ均等割が5割軽減となります。  
(52,048円→26,024円)

※被用者保険とは協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

### ◆ 保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は、奥尻町役場税務国保課国保年金係へご相談ください。

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免が受けられる場合があります。

## ◆ 保険料のお支払い方法

保険料のお支払いは「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。

- 「年金からのお支払い」から「口座振替」に切り替わる時期は、お申し出の時期により異なります。
- 税申告の際の「社会保険料控除」は、お支払いする方に適用されます（年金からのお支払いの場合お支払いいただくご本人の社会保険料控除の対象になります）

**「口座振替」を希望される方は、  
奥尻町税務国保課国保年金係へ  
お申し出ください。**

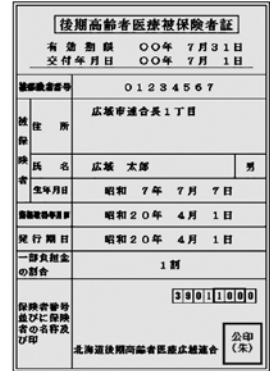
**（お申込みに必要なもの：ご本人の保険証・お支払いする口座の預金通帳とお届け印）**

## ■ 保険証が新しくなります（水色→黄緑色）

現在ご使用の水色の保険証の有効期限が令和3年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら黄緑色の保険証をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、令和4年7月31日です。
- 紛失したときや汚れたときは再交付しますので、奥尻町役場税務国保課国保年金係までお申し出ください。



**新しい保険証は黄緑色です**

## ■ 減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）、 限度証（限度額適用認定証）も新しくなります（黄色→橙色）

現在ご使用の黄色の減額認定証及び限度証の有効期限が、令和3年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。引き続き交付対象に該当する方は7月中に減額認定証及び限度証を交付しますので、8月1日からは橙色の減額認定証及び限度証をご使用ください。新たに必要となる方は、次の交付要件に該当することをご確認の上、奥尻町役場税務国保課国保年金係へ申請してください。

※有効期間は1年間です。

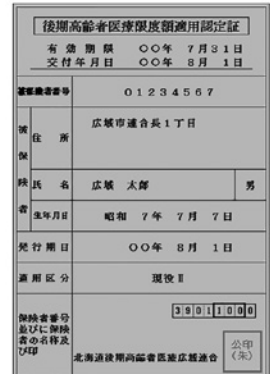
### ◆ 減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	○世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> <li>○世帯全員の所得が0円の方 ※公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方 ※給与所得がある場合、その金額から10万円を控除</li> <li>○老齢福祉年金を受給されている方</li> </ul>



### ◆ 限度証の交付対象…次の3区分のうち、現役並みⅠまたは現役並みⅡに該当する方

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方



**新しい減額認定証及び限度証は橙色です**

### お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合  
〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階  
電話 011-290-5601

奥尻町役場 税務国保課国保年金係  
電話 01397-2-3406 (直通)